

沿岸広域振興局長告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成27年6月5日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間 宮古市墓目第12地割5番2地先から第2地割82番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年6月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 平成27年6月5日から同年7月6日まで